請 願 文 書 表

受理番号	第 19 号
受理年月日	平成30年11月26日
[th- E7	「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を
件 名	求める」意見書提出を要請する請願
請願者の住所	前橋市本町3丁目9-10
及び氏名	群馬県自治体一般労働組合 執行委員長 宮内 政己
請願 の 要 旨	【請願趣旨】 貴議会に於かれては、住民の生活・福祉向上に邁進されていることに心より敬意を表する。 さて、2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行される。 地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには、十分な行政サービスは提供できないと言っても過言ではない。 民間企業に働く非正規労働者は、2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まった。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に「いつまでも非正規、いつでも雇い止め」できる不安定な状態に置かれている。また、臨時・非常勤職員の処遇は低く、最低賃金と大差ない賃金、通勤手当や一時金の支給も無く働いている人たちが多数いる。貴議会に於かれては、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をはかっていただきたい。 併せて、地方公務員法・地方自治法改正の趣旨である臨時・非常勤職員の待遇改善を行うためには、改善に要する財源の確保が必要となる。よって、国に於いて十分な財政措置を講じるよう「意見書の提出」をお願いするものである。 【請願事項】 1、臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。 2、会計年度任用職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤職員の任用や労働条件が維持されるよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保や任用の観点から、引き続き検討を行うこと。また、人材確保や任用の観点から、引き続きを対して表記の正規を整備の動向を踏まえ、パート労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映されるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。 4、「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。
付託委員会	総務委員会
	秘伤安貝云
審査結果	